住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 31 日（土）14:00～15:30　いずみ緑ケ丘自治会館

意見概要	市の回答
資料に示す浸水被害想定とは津波の想定か。河川の氾濫は想定しないのか。 槇尾川のほとりを歩いていると、川の中に雑草が生えており、メンテナンスされていないので、河川の氾濫が考えられる。	浸水被害想定は降雨水害によるものであり、現状では現庁舎敷地には浸水の想定はないと聞いている。 河川は大阪府の管理であり、定期的に泥の処理や草刈りも行っていると思うが、市として回答はいたしかねる。
現地建て替えとなれば仮移転も必要と思うが、スケジュールの見通しは。	工程は実施設計段階で変わってくると思うが、和泉中央住宅展示場跡地については、ＵＲ都市機構に販売を留保していただいており、この期限が平成 28 年 3 月末であることから、現時点での想定としては、それまでに庁舎位置を決定し、基本計画、基本設計、実施設計を行い、平成 31 年頃に工事を開始し、平成 34 年度当初から新庁舎での執務開始を見込んでいる。 仮移転については、平成 30 年度には新病院がオープンする予定なので庁舎を建設する時には現病院は移転し空くことになるので、仮庁舎として活用できると考えている。
借地料が年間 6,000 万円と聞いているが、建て替えにより 3,000 万円となり、買収については交渉中ということだが、買収の見通しは。	資料中の借地料 3,000 万円とは、現庁舎敷地部分であり、現状は第 2 駐車場、公用車駐車場部分の借地料が 3,200 万円あり、合計で 6,200 万円の借地料を支払っている。 しかし、現庁舎敷地で建て替えとなれば、立体駐車場の建設により、第 2 駐車場、公用車駐車場部分の借地を返却できるため、年間 3,000 万円となる見込み。

意見概要	市の回答
	また、借地については、３件の地権者に対して、もし現地となれば売却いただけるか交渉中で、うち１件は売却してもいいとの回答を頂いているが、他の２件についてはまだそこまでの意思は確認できていない。 欄外には借地が続いた場合の借地料も記載しているので、このような状況であることも含め、ご判断いただきたい。
実際の工事開始は後年度となるので、建設費は上昇しているのではないかと思うので、その際は議会で審議すべきである。	事業を進める上では都度、予算を議会に諮り、審議頂く必要がある。
いずれの位置にせよ借り入れが大きいので、商業活性化に向けて商業施設との合築といった議論はなかったのか。	和泉府中駅前に移転すれば近隣商業が活性化するのではないかといった意見や、和泉中央住宅展示場跡地に市役所と商業施設を合築したり、テナントとしての貸付というアイデアなど数多くの意見も特別委員会などで出されていたが、全て仮定の話に過ぎず、今回は現時点での事実関係を資料として公平な形で示したもの。
現庁舎敷地の建設費は 60 億円、和泉中央住宅展示場跡地の建設費は 70 億円となっているが、延床面積が異なっているがどうして規模の異なる庁舎建設を想定しているのか。	庁舎の必要面積としては 16,000 ㎡を想定しているが、現庁舎敷地には約 3,000 ㎡の延床面積である 3 号館があり、庁舎としてそのまま活用することができるため、それを差し引いた 13,000 ㎡を建築するが、和泉中央住宅展示場跡地に移転した場合は、3 号館を活用するには距離が離れており、そのまま庁舎として活用することは難しいと判断し、16,000 ㎡建築することとしている。
平成 24 年に第 1 回目が開催され、第 6 回目で庁舎建設位置をどうするかということで、3 年間かかったことはオリンピック需要を考慮すれば大きなロスである。	平成 24 年 11 月に第 1 回庁舎整備特別委員会を開催し、庁舎の課題等説明し、建て替えるべきではないかとの話になっていたが、数ヶ月の後に病院を建て替える必要が生じ、また青葉はつが野小学校が一杯

意見概要	市の回答
	となり、小中一貫校を新たに建設しなければならなくなり、更には旧横山高校跡地に総合スポーツセンターを建設していく中で、財源的な問題もあり、平成 25 年になり、特別委員会の中で耐震改修とする方向で説明したが、耐震改修を行っても耐用年数の問題もあることからもう 1 度建て替えを検討することとなった。 建て替えを行うならば現庁舎敷地だけでなく様々な可能性を考えようということで 6 箇所の移転場所の検討を行い、その後最終的に和泉中央住宅展示場跡地へと絞り込んだもので、時間はかかっているが、こうした経過を経て、現在に至っているもの。
住民投票を実施しても最終的に議会で判断するのであれば住民投票を実施する意味はない。	
大阪和泉泉南線は道路幅も狭く、コミュニティセンターでイベントがあるだけで混雑しているが、これで現庁舎敷地が市役所の防災拠点としての機能を維持することができるのか。 防災の専門家を集めて検討すべきではないか。	現庁舎敷地は片側 1 車線と裏側に細い道路が走っている。 大阪府の洪水リスク表示という中では水害の恐れはないとされているものだが、昨今の想定外とされる災害をどう考えていくのかについては指摘のとおりと考える。 その一方、和泉中央住宅展示場跡地は南側と西側に大きな道路があり、出入りを考えると有利と考えられるかもしれない。 こうした点を各自が考慮しながら投票していただきたい。
現庁舎敷地ではコミュニティセンターも建っており、自由度が少なく、工事期間中は市民に迷惑をかけるが、和泉中央住宅展示場跡地では自由な設計が可能となる。	
問い合わせ先として選挙管理委員会と書いているが、なぜ選挙管理	今回の住民投票の執行者は市長であり、条例には住民投票の事務を

意見概要	市の回答
委員会が市民説明会に参加していないのか。	選挙管理委員会に委任できる条項があり、投票及び開票に関することは選挙管理委員会に事務委任しているが、広報の作成や発行及び市民説明会については市長部局で行うほうが良いと判断し、選挙管理委員会への委任を留保し、市民説明会については市長部局の職員で対応している。
選挙管理委員会の役割として投票率向上があると思うが、今回、和泉中央住宅展示場跡地への移転には3分の2を超える賛成を庁舎移転の判断基準とすると、1票の格差を市長自ら公言するような広報を出したということについて、選挙管理委員会は決裁しているのか。また選挙管理委員会はどのような見解であったのか。	広報を作る過程では選挙管理委員会にも見てもらってはいるが、広報に関しては委任を留保しており、市長部局で決裁し、決定したもの。
市長が選挙前にハードルを高くするという点で公平性は担保できないと考えている。	市議会議員は現在23名であるが、仮に15名の議員が和泉中央住宅展示場跡地への移転に賛成し、8名の議員が現庁舎敷地での建て替えに賛成となった場合であっても、和泉中央には移転できない。 もともと1票の重みを変えている事案であるためで、市としては住民投票も議会の判断も同じ重みがあると考えており、もともと市は総合的に判断して現庁舎敷地での建て替えという考えを示していたが、この考え方を移転に切り替え、議会にも理解いただくためには市民からの 3 分の 2 を超える移転賛成の投票結果が必要であると考えており、ここまで市民が求めているとが根拠の拠り所となると考えている。
議会は間接民主主義の下、市民の付託を受けているが、今回は議会と行政で話合いがうまくいかないため、住民投票の実施に至ったもの	

意見概要	市の回答
で、直接民主主義によるのであれば過半数で決するべきである。	
それぞれの位置に賛成する意見を聞かないと判断しづらい。 今日はそのような場であると思っていた。	行政としては中立の立場であることから、そういった場を設けることは難しいが、他の団体などがそれぞれの意見を持つ人を呼んで意見交換会を行ったり、市民が中心となって説明会を行うなどの活動を行うことはできる。
そのような議論を行う場を行政でつくってもらえないのか。	行政でそういった場をつくることができないので、市民でつくってもらいたい。 今回の住民投票の執行者は市長であるために、公平中立な立場で住民投票を執行しなければならないため、市長は本来の思いはあるが、これを伝えて投票の誘導につながってはいけないため、議論を戦わせる場をつくることは難しい。
違いがなかなかわからないため、議論を聞きたい。	安易に実施すると公職選挙法違反のおそれもあることから、市で行うことは難しい。
机上のプランで金額を積算しているが、合築等により安くなることも考えられるし、もっと費用がかかる可能性もある。 今後も借地問題が続く可能性があることも考えれば和泉中央住宅展示場跡地へ移転するほうがいいと考える。	テナントとして貸すなら可能性は和泉中央住宅展示場跡地の方が優れているのではないか、また現庁舎敷地でも他の施設と合築で切るのではといった様々な意見があり、土地の価格も上がるのか下がるのかという意見もあったが、まずは現状を見た上で投票頂き、位置が決定すれば、その場所で最も有利な手法を今後議会との議論を行いながら進めていかなければならないと考えている。
庁舎整備特別委員会で移転が賛成多数ということなのに、委員の考えは反映されなかったのか。	庁舎整備特別委員会での意見も聞いた上で、市としての考えを第6回庁舎整備特別委員会で示したものであるが、住民の意見を聞こうということで12名の議員が住民投票条例を提案したもの。

意見概要	市の回答
市がもともと現庁舎敷地で建て替える考えを持っていたことを考えると、住民投票にかけるハードルとして３分の２を設けていることを最初に決めてかかるのは中立性を担保していると言えるのか。 あくまで住民投票で一定の方向性をもって、議会で３分の２の賛成を得るべきではないか。	市長としては３分の２を超えることを判断の基準として、これを超えれば市長自ら移転条例を提案するもの。
３分の２とする条件を外してもらえないのか。	市の見解であり、外すことはない。 ３分の２の議決がないと決められないことに疑問があるかもしれないが、議会の決定と住民投票の決定は同じ重みと解釈している。 また、仮に住民投票の結果、現庁舎敷地での建て替えに賛成する票が３分の１を超えたとした場合、過半数が移転を望んでいるということで移転条例を提案するとすれば、「議会では３分の２の同意を要するのに、どうして住民投票だと過半数で決するのか」という意見もあるものと考えている。
市として現地建て替えを総合的に判断したというが事業費以外はそれほど差はないように思うが、どの点を重視したのか。	事業費もある。 また和泉府中周辺の地域の衰退という影響と、和泉中央への移転によりより活性化するという影響といった両地域の市民への影響もある。 平成８年策定の第３次和泉市総合計画を将来のまちづくりを見通しながら策定し、市を４圏域に分け、「都心」の北西部には市役所があり、「新都心」となる中部には新たなまちができるので出張所を含む和泉シティプラザを作り、北部、南部にリージョンセンターを建設した。２０年前から今後の人口バランスも見据えてまちづくりを進め

意見概要	市の回答
	てきたことから、これまでの経過も踏まえて、市としては現地で建て替えるという考えを示したもの。 　一方、移転が望ましいという意見としては、庁舎は一度建てると60 年以上残るものであり、移転するのは今しかなく、現在人口の伸びもあり、位置的にも中心に近く市民の利便性も高いことから、和泉中央に移転すべきであるといった意見などがあった。
和泉中央住宅展示場跡地は放っていても発展するが、市全体のバランスを考えると現在地を活性化させることを考えたり、歴史性も考慮すると現庁舎敷地での建て替えが望ましいと考える。	
出張所もあり、市役所まで行かなくても用事が済むことも多いことを考えれば費用も安く、現庁舎敷地でいいのではないかと思う。	